

各省庁 個人情報保護担当課長 殿

個人情報保護委員会事務局総務課長

個人情報保護法相談ダイヤル等の設置について

当委員会は、一昨年 9 月 3 日に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 2 7 年法律第 6 5 号）に基づいて、本年 5 月 3 0 日より、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務をつかさどることとなるとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用を推進するため、現在、当委員会に設置している「個人情報保護法質問ダイヤル」を下記 1 のとおり、改組することといたしました。

また、昨年 5 月に改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 8 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 9 号）に基づいて、本年 5 月 3 0 日より、当委員会に「行政機関非識別加工情報」及び「独立行政法人等非識別加工情報」の提供の円滑な運用を確保するための総合的な案内所を設置し、下記 2 のとおり専用ダイヤルを設けることといたしました。

つきましては、本ダイヤルに対するご理解をいただくとともに、関係部署及び所管の認定個人情報保護団体に周知いただきますようお願いいたします。

今後とも、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

- 1 名 称：個人情報保護法相談ダイヤル
電話番号：0 3 - 6 4 5 7 - 9 8 4 9
受付時間：9：3 0～1 7：3 0（土日祝日及び年末年始を除く。）
運用開始日：平成 2 9 年 5 月 3 0 日
取り扱う内容：「個人情報保護法等の解釈及び個人情報保護制度に係る一般的な照会並びに苦情の申出についての必要なあっせん」
- 2 名 称：行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所
電話番号：0 3 - 6 4 5 7 - 9 6 8 7
受付時間：9：3 0～1 7：3 0（土日祝日及び年末年始を除く。）
運用開始日：平成 2 9 年 5 月 3 0 日
取り扱う内容：「国の行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報の提供に関する制度の概要や手続等の一般的な相談」

以上